

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

福井市長 西行 茂

市町村名 (市町村コード)	福井市 (18201)
地域名 (地域内農業集落名)	上細江
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年9月 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【農地】集落外の担い手の借受地は点在しており効率が悪い。
生産基盤について、特に集落の西側の排水路は、アーム柵渠で老朽化が進み吸い出し等が多く発生しているほか、下細江町との境にある幹線排水路は老朽化に加え断面不足で、大雨のたびに周辺農地で湛水被害が発生している。

【農業者】集落内には、中心的に農業を担っていく経営体が存在せず、入作している認定農業者等(集落外の担い手)への貸付が拡大している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

【将来の農業者】「農業を担う者」である認定農業者や認定農業法人が担っていく。
【将来の主要作物】水稻を主要作物とし、加工用米や飼料米等による生産調整に取り組む。
【その他】集落の農地を守るべく、個人農家の意思を尊重しつつ、担い手が効率的に耕作できるよう、畦の撤去による大区画化や集約化を進めるとともに、用排水路等について共同作業等による適切な管理、ならびに必要な改修を行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	56.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	54.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	2.4 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地、その他の区域については農業を担う者の位置づけのある農地を区域内とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
当面は、集落の農地の7割を7名の集落外の担い手が、残りを個人農家が耕作または保全管理を行っていくが、担い手が耕作しやすいよう、エリアごとに受け手に再配分するなど、できる範囲で集約化に取り組んでいく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
担い手への集約化を進めるため、集落全体で農地中間管理機構(農地バンク)を利用することを検討していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
老朽化や湛水被害が発生している排水路の改修、畦の撤去による大区画化など、圃場条件の向上に向けた対策を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
担い手が耕作面積の拡大、または新たな担い手が入作しやすいように、集約化や圃場条件の整備に取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
個人農家において、効率化が期待できる作業(農薬散布等)を委託していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

－	①鳥獣被害防止対策	－	②有機・減農薬・減肥料	－	③スマート農業	－	④輸出	－	⑤果樹等
－	⑥燃料・資源作物等	○	⑦保全・管理等	－	⑧農業用施設	－	⑨耕畜連携	－	⑩その他
【選択した上記の取組方針】									
⑦ 多面的機能支払交付金を活用し、水路の泥上げや補修による適正管理、防草シート敷設による草刈り作業の労力軽減のほか、植栽とその管理、ゴミ拾い等による農村環境保全に取り組んでいく。									

4 変更申請経歴

・農業を担う者の追加 1名(1筆) (令和7年9月)
